

令和 2 年 6 月 1 2 日  
あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

### 施設の利用制限の緩和等について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

#### 記

- 1 次の施設のトレーニング室について、6月19日（金）から、予約制で利用を再開する。  
なお、利用を希望する方は、6月15日（月）からホームページなどに掲載する「利用者へのお願い」を確認の上、予約するものとする。
  - （1）秋川体育館
  - （2）五日市ファインプラザ
  - （3）いきいきセンター
  
- 2 次の施設について、東京都の休業要請の施設別緩和ステップが、「ステップ3」へ移行したことにより、6月19日（金）から、カラオケの利用を可能とする。
  - （1）学習等供用施設
  - （2）コミュニティ会館
  - （3）中央公民館
  - （4）秋川キララホール
  - （5）あきる野ルピア
  
- 3 秋川ふれあいセンターについて、6月19日（金）から、寿の間、ふれあいホールの利用を再開し、会議室も含め、利用時間を平日及び土日・祝祭日の午前9時から午後10時までとする。  
なお、合わせてボランティアコーナー・図書コーナー・キッズコーナー等の利用も再開する。